

契約の内容

契 約 年 月 日	令和8年1月13日
契 約 業 者 名	北日本海事興業株式会社
契 約 業 者 の 住 所	青森県八戸市豊洲3番地25
工 事 の 名 称	八戸港灯浮標撤去工事
工 事 場 所	青森県八戸港内
工 事 種 別	港湾土木工事
工 事 概 要	別添特記仕様書（抄）のとおり
工 期 （ 自 ）	令和8年1月13日
工 期 （ 至 ）	令和8年3月31日
契 約 金 額	¥8,140,000円（税込み）

1. 工事概要

本工事は、八戸港港内の灯浮標の撤去を施工するものである。

なお、本工事については、別紙「試行等一覧」に示す試行等の対象工事である。

2. 施工場所

青森県八戸港内(別添図参照)

3. 工期

契約締結日から令和8年3月31日までとする。

なお工期は、土曜日、日曜日及び祝休日を休日として設定している。

4. 管理用基準

基準点：監督職員の指示による。

5. 工事内容

工種	名 称	工 事 内 容			摘要
		工 事 仕 様	単位	数 量	
灯浮標設置撤去工	灯浮標撤去	(ナ) (ニ) (ヌ) (ネ)	基	4	

6. 支給材料、貸与物件及び寄託物品

6-1 支給材料

なし

6-2 貸与物件

なし

6-3 寄託品

品名	品質・規格	単位	数量	引渡場所	返還場所	摘要
				引渡時期	返還時期	
灯浮標	耐浪型M-100S(改)型	基	4	別添図参照 契約締結14日経過以降	別添図参照 工事完成時	係留索、 シンカーブロック含む

7. 工事仕様

7-1 総則

本特記仕様書に定めのない事項については、「港湾工事共通仕様書」（国土交通省港湾局 令和7年3月）及び「港湾工事共通特記仕様書」（国土交通省東北地方整備局港湾空港部 令和7年7月）の定めによる。

なお、共通仕様書等の改訂により実施内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議し実施するものとする。

7-2 灯浮標設置撤去工

(1) 灯浮標に損傷を与えないように十分注意して施工しなければならない。

(2) 撤去した灯浮標、係留索及びシンカーブロックは、灯浮標等仮置場（別添図）に仮置するものとし、詳細な位置については監督職員の指示による。

(3) 仮置きにあたっては、灯浮標はかき落としを行い、灯浮標及び係留索をブルーシートで養生するものとする。

8. その他

8-1 一般事項

(1) 本工事の施工中(潜水作業時)は、安全対策として、安全監視船1隻／日を配置する。
なお、配置位置については、施工計画書に記載しなければならない。

(2) 工事用船舶(起重機船)が本工事区域に出入りする際には、航行誘導船を配置する。
なお、航行誘導船には誘導に必要な船員を乗船させることとし、誘導船の配置等の詳細については施工計画書に記載しなければならない。